

# 厚木市耐震改修促進計画（改定案）の概要

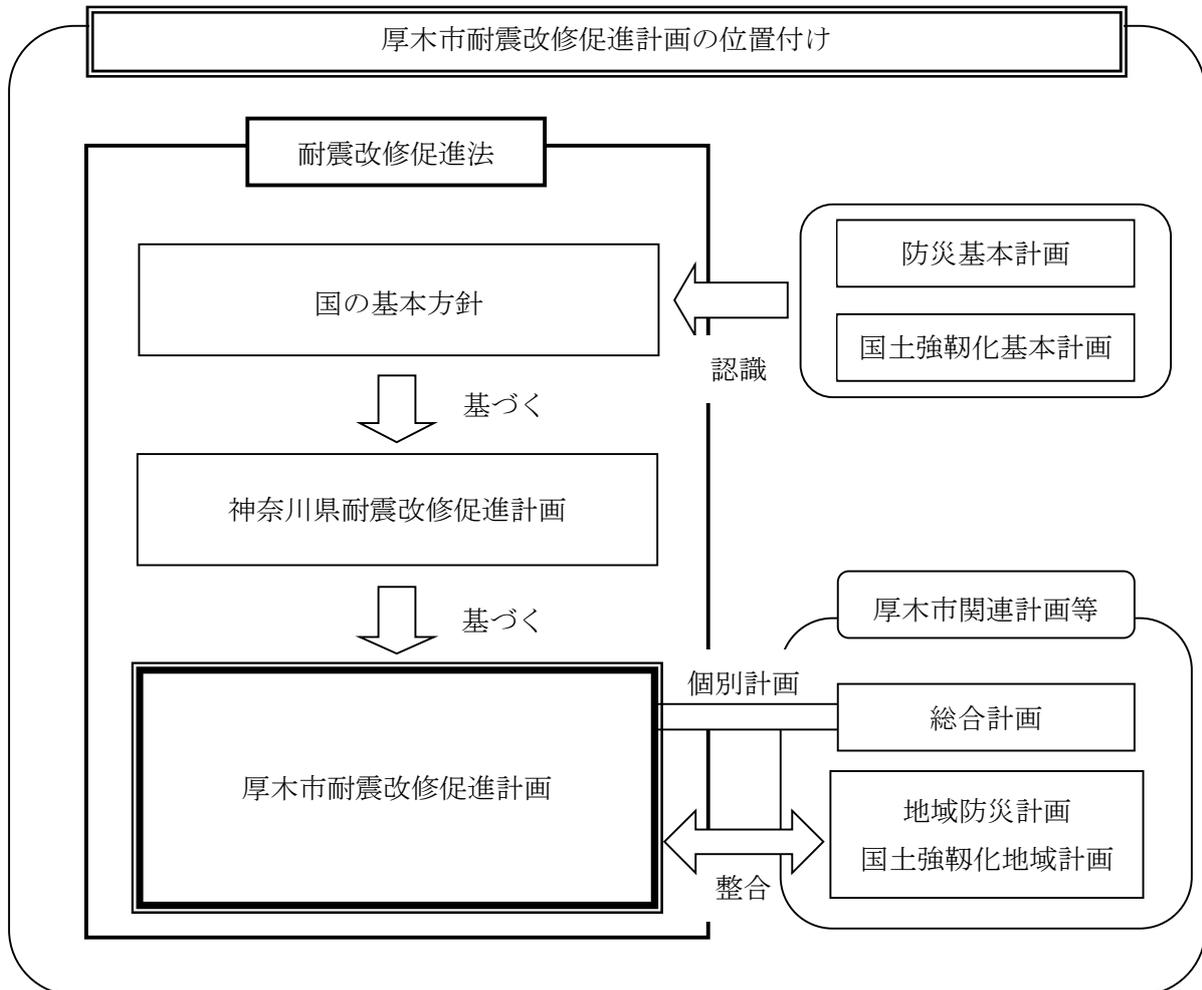
## 第1章 計画の目的等（改定案P.1～P.5）

### 1 計画策定の背景、耐震改修促進法の改正及び目的等

平成7年10月に公布された耐震改修促進法（以下「法」という。）は、平成16年の新潟県中越地震以降の平成18年に改正され、市町村は国の基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び都道府県耐震改修促進計画を踏まえて耐震改修促進計画の策定に努めることとされました。

厚木市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）は、法に基づく計画として、神奈川県耐震改修促進計画（以下「県促進計画」という。）に基づき、本市における他の計画（厚木市総合計画、厚木市地域防災計画等）との整合を図りながら、必要に応じて促進計画の目標及び計画内容の見直しを行ってきました。今回、令和7年度における基本方針、県促進計画の改定を踏まえて促進計画を改定し、建築物の耐震改修の促進に向けて耐震化の目標と施策等を定めるものです。

さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標の一つである「住み続けられるまちづくりを」を踏まえながら、促進計画を推進します。



## 2 計画期間

促進計画の計画期間は、県促進計画を踏まえ、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

また、各種施策により耐震化を進めるとともに、耐震化率の進捗管理及び定期的な施策の検証を実施し、必要に応じて促進計画の目標及び計画内容の見直しを行っていきます。

## 3 市及び市民（所有者・管理者）の取組

本市では、阪神・淡路大震災を契機に平成8年度から木造住宅の耐震診断事業や小中学校の耐震化等に積極的に取り組んできました。

本市は、耐震性が不十分な建築物を主な対象とし、その所有者、管理者等に対し耐震診断及び耐震改修の必要性について普及及び啓発を図り、必要に応じて耐震診断、耐震改修補助、情報提供その他の措置を講ずるよう努めていきます。

建築物の所有者又は管理者においては、自己の責任において建築物の地震に対する安全性を確保するための努力をする必要があります。

しかしながら、公的な助成が必要とされている場合又は建物倒壊による二次被害の拡大防止（地震発生後の応急及び復旧対策の機能維持）等の公共的な観点から、特に必要性が高く大きな効果が見込まれる場合には、国、県及び本市が協力しながら、本市の施策として優先的にそれらの建築物の耐震化が図られるよう支援を行うものとします。

## 第2章 厚木市において想定される地震の規模及び被害の状況（改定案P.6～P.7）

県が行った地震被害想定調査を基に、本市に影響が大きいものとして、都心南部直下地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震による被害を次のとおり想定しています。

【厚木市被害想定結果一覧（抜粋）】

項目		想定地震	都心南部直下地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震
モーメントマグニチュード			7.3	8.0	9.0	8.2
人的被害 ※1	死傷者数（人）		110	0	*	640
	負傷者数		2,840	50	110	7,990
	うち重症者数（人）		110	*	*	510
建物被害 ※2	全壊棟数（棟）		2,370	10	10	13,600
	半壊棟数（棟）		9,180	80	120	14,340
火災被害	出火件数（件）		10	0	0	50
	焼失棟数（棟）		910	0	0	2,390

厚木市地域防災計画（令和5年3月）より

※ \*：わずか（計算上0.5以上1.0未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

※1 おおむね被害が最大となる冬18時を想定した結果を示す。

※2 建物被害：「重複を考慮」の値

### 第3章 建築物の耐震化の現状と目標（改定案P. 8～P. 21）

#### 1 対象建築物

促進計画における耐震化の促進を図る対象となる建築物は、次に掲げるもののうち、耐震性が不十分な建築物とします。

##### (1) 「住宅」

種 類		備 考
戸建て住宅	木 造	兼用・併用住宅を含む。
	非木造	木造以外の構造で造られたもので上記を含む。
共 同 住 宅	木 造	賃貸共同住宅、寄宿舎、下宿及び長屋を含む。
	非木造	木造以外の構造で造られたもので上記を含む。

##### (2) 「特定建築物」

種 類	備 考
多数の者が利用する建築物	学校、病院、社会福祉施設、店舗等、多数の者が利用する一定規模以上（3階以上かつ1,000㎡以上等）の建築物などが対象となります。 このうち、より大規模なものが法で耐震診断が義務付けられた <b>要緊急安全確認大規模建築物</b> です。
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	法令で定める数量以上の火薬類等の危険物を貯蔵し、処理する建築物が対象となります。
通行障害建築物	災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等、地域の防災上の観点から重要な道路にある建築物が対象となります。 このうち、県又は市町村が計画で指定した緊急輸送道路沿道の建築物のうち、一定の高さ以上のものが法で耐震診断が義務付けられた <b>要安全確認計画記載建築物</b> です。

##### (3) 「公共建築物」

本市が所有する建築物をいいます。

なお、国や県等が所有する建築物は、それぞれの耐震改修促進計画等で目標及び方針があるため、促進計画においては対象としません。

## 2 建築物の耐震化の目標

令和7年7月に改正された基本方針では、令和17年までに耐震性が不十分な住宅を、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、それぞれおおむね解消することを目標としています。

これを受け、県促進計画は、耐震性が不十分な住宅を令和12年度までにおおむね解消、耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物を令和12年度までにおおむね解消、耐震性が不十分な要安全確認計画記載建築物を令和12年度までに50%解消する目標を設定しています。

これらを勘案し、本市の今までの耐震化の推移及び支援施策内容を踏まえた上で、次のとおり耐震化の目標を設定します。

区分	これまでの推移（耐震化率）		耐震化の目標
住宅	令和3年度 約92.7% (戸数で算出)	令和7年度 約93.4% (戸数で算出)	令和12年度 耐震性が不十分な住宅の おおむね解消

区分	現状（解消率）	耐震化の目標
要緊急安全確認 大規模建築物	令和7年度 約96.6% (棟数で算出)	令和12年度 耐震性が不十分な要緊急安全確認 大規模建築物の解消
要安全確認 計画記載建築物 (沿道建築物)	令和7年度 40% (棟数で算出)	令和12年度 耐震性が不十分な 要安全確認計画記載建築物の解消

## 3 公共建築物(市有)の耐震化

公共建築物のうち災害時の拠点となるものや不特定多数が利用するもの等で、旧耐震基準の建築物については、耐震診断を行って耐震性を確認しており、耐震診断結果において補強が必要となったものについては、耐震補強を行っており、耐震化は完了しています。

#### 4 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震時に道路を閉塞する可能性のある建築物及びブロック塀等のうち、旧耐震基準のものについては、耐震性に関する指導・助言・指示を行うことや耐震診断を義務化する道路について定めることができます。

道路を閉塞する可能性のある建築物及びブロック塀等とは、倒壊時に道路の半分以上を閉塞してしまうものをいいます。

県促進計画では、県の地域防災計画で指定されている大規模地震災害時における緊急輸送道路のうち、県域を越えた広域ネットワークを形成する路線の政令市以外の区域を法第5条第3項第2号に基づく耐震診断を義務化する道路として位置付けています。

本市においては、他縣市からの物資を輸送するための広域ネットワークを有する道路で、市域内における重要な防災・物流拠点や災害対策本部を結ぶ道路である第1次緊急輸送道路の特に重要な区間である次の道路を、法第6条第3項第1号に基づく耐震診断を義務化する道路として指定します。

これにより、建築物の所有者は耐震診断を実施し、本市へ結果を報告することが義務付けられます。また、その結果に応じて耐震改修を行うよう努めることとなります。

なお、必要な耐震改修が行われていないと認められる場合には、指導・助言・指示の対象となります。

##### 【厚木市耐震診断義務付け路線】

路線名	指定区間
国道 129 号 (一部国道 246 号重複区間を含む)	本市区間全線

#### 5 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、令和7年時点で総棟数が106棟であり、そのうち21棟が旧耐震基準の建築物です。

これらの建築物は、主に工場内の屋内貯蔵所やガソリンスタンドであり、そのほとんどが消防法に規定する可燃性の液体類を貯蔵している施設であるため、消防部局と連携を図りながら所有者への指導・助言を行うことで耐震改修の促進を図っていきます。

## 第4章 建築物の耐震化を促進するための施策（改定案P.22～P.29）

### 1 耐震化の促進に関する基本的な考え方

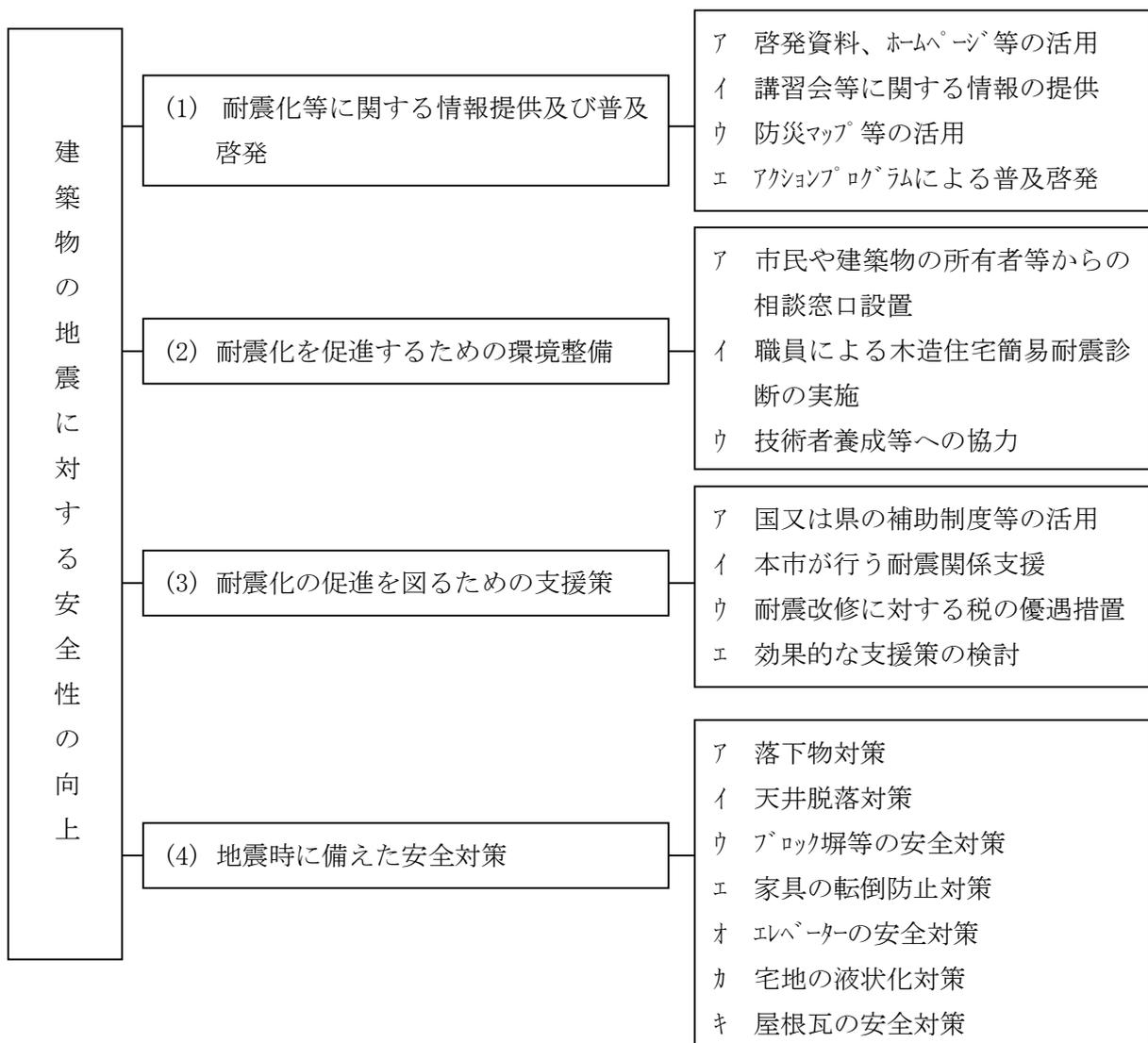
建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者、管理者等が、自らの生命及び財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有し、又は管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来すことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

本市では建築物の耐震化に関する責任が所有者及び管理者にあることを自覚してもらえよう市民への耐震に関する意識啓発をより一層進めます。

また、建築物の所有者及び管理者が、建築物の耐震化を行いやすいように、適切な情報提供を始めとして、耐震診断及び耐震改修に係る負担軽減のための支援策等を推進します。

### 2 耐震化を促進するための施策

耐震化を促進するため、様々な施策を総合的かつ効果的に展開します。



追加された主な内容は以下のとおりです。

- (1) 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度についての検討
- (2) 省エネ改修やバリアフリー改修、部分的な耐震改修についての検討
- (3) 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに建築された木造住宅の耐震性能検証（グリーゾーン住宅に対する補助等）
- (4) 避難路沿道耐震化状況マップの周知（国土地理院「重ねるハザードマップ」において公開済み）

### 3 推進体制

#### (1) 県と市町村との連携

平成19年11月に、県と33市町村では、県内の建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、「神奈川県建築物耐震化促進協議会」を設置しました。

この協議会での活動を通じて、平成22年3月末までに、全ての市町村において耐震改修促進計画が策定され、建築物の耐震化に向けて連携して取り組んでいます。

また、県内の特定行政庁（県及び12市）が建築基準法の取扱い等について連絡調整を行う場である「神奈川県建築行政連絡協議会」の中に安全対策部会を設置し、法に基づく指導・助言・指示等について連絡調整を行いながら、建築物の耐震化に向けて取り組みます。

#### (2) 関係部局との連携

建築物及び擁壁の耐震対策にあたっては、防災部局を始めとする関係部局と連携し、取り組みます。また、建築物等の所有者の高齢化等も踏まえ、福祉部局との連携や、大規模災害時に緊急輸送を速やかに行えるよう道路部局が進める緊急輸送道路の取組と連携も進めていきます。

## 第5章 耐震改修等を促進するための指導や命令等（改定案P.30）

本市は、建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施のために必要性があると認められる場合は、当該建築物の所有者に直接訪問等による必要な指導、助言を行います。

また、法で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び本市が促進計画に記載した要安全確認計画記載建築物については、建築物の所有者、管理者等に対して個別で通知を行う等、制度の十分な周知に努め、耐震診断及び耐震改修の確実な実施を促します。

さらに、耐震診断の実施が義務付けられた建築物の所有者から報告を受けた耐震診断の結果については、国土交通省令に基づき、ホームページで公表します。

促進計画の耐震化の目標達成については、耐震化率及び解消率を毎年度検討することにより計画の進捗を把握しながら、必要に応じて計画の見直しや事業の改廃、制度拡充等を研究し、耐震化の促進に努めてまいります。

厚木市耐震改修促進計画

(改定案)

令和8年〇月改定

厚木市

# 目 次

## 第1章 計画の目的等

- 1 計画策定の背景等 . . . . . 1
- 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正等 . . . . . 3
- 3 計画の位置付け・目的 . . . . . 4
- 4 計画期間 . . . . . 5
- 5 市及び市民（所有者、管理者等）の取組 . . . . . 5

## 第2章 厚木市において想定される地震の規模及び被害の状況

- 1 想定される地震 . . . . . 6
- 2 被害想定 . . . . . 7

## 第3章 建築物の耐震化の現状と目標

- 1 対象建築物 . . . . . 8
- 2 「耐震化率」及び「解消率」 . . . . . 9
- 3 建築物の耐震化の目標 . . . . . 10
- 4 住宅の耐震化の現状と目標 . . . . . 11
- 5 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状と目標 . . . . . 14
- 6 多数の者が利用する建築物の耐震化 . . . . . 15
- 7 公共建築物（市有）の耐震化 . . . . . 16
- 8 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項 . . . . . 17
- 9 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化 . . . . . 21

## 第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

- 1 耐震化の促進に関する基本的な考え方 . . . . . 22
- 2 耐震化を促進するための施策 . . . . . 22
- 3 推進体制 . . . . . 29

## 第5章 耐震改修等を促進するための指導や命令等

- 1 耐震改修促進法による指導及び助言の実施 . . . . . 30
- 2 耐震診断の実施が義務付けられた建築物への対応 . . . . . 30
- 3 耐震診断の実施が義務付けられた建築物の耐震診断結果の公表 . . . . . 30
- 4 施策のフォローアップについて . . . . . 30

# 第1章 計画の目的等

## 1 計画策定の背景等

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者数は5,502人であり、このうち約9割の4,831人が家屋、家具類等の倒壊による圧死でした。

当時の建築震災調査委員会の報告では、昭和56年6月の建築基準法改正以降の強化された新耐震基準<sup>\*1</sup>による建築物は倒壊に至るような大きな被害は少なかったという結果となっており、この傾向は、平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。

その後も、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部地震、令和6年1月の能登半島地震等の大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

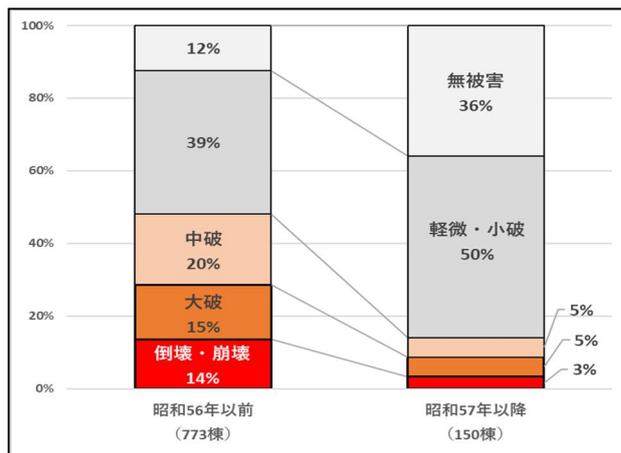
### 阪神・淡路大震災の被害等の状況

(7) 死因別死者

	死者数
家屋、家具類等の倒壊による 圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体(火傷死体)及びその疑 いのあるもの	550 (10%)
その他	121 (2%)
合計	5,502 (100%)

平成7年度版「警察白書」より

(4) 建築物被害 (新耐震基準導入前後比較)

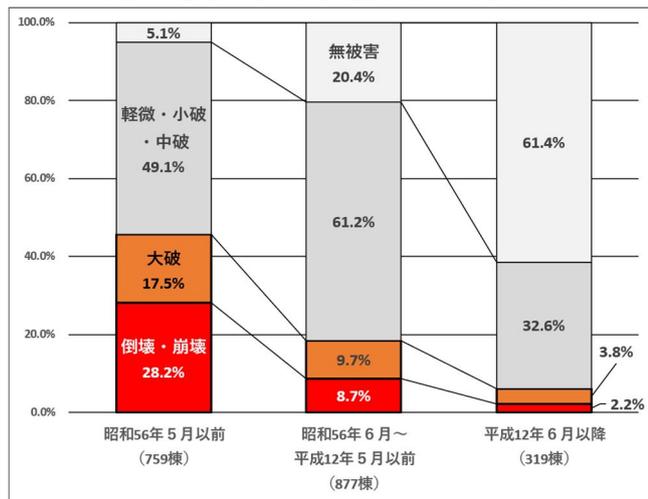


阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書(平成7年)より

このようなことから、大規模地震による被害を減少させるためには、特に、旧耐震基準<sup>\*2</sup>の建築物について耐震性の向上を図ることが重要な課題となっています。

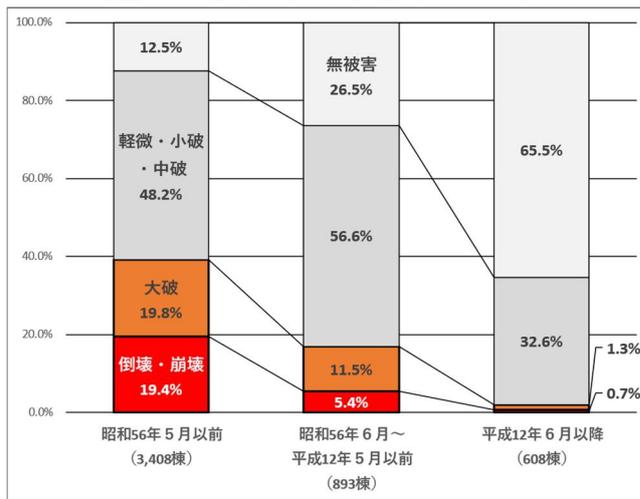
また、平成28年4月に発生した熊本地震では、旧耐震基準の木造建築物は、過去の震災と同様に倒壊や大破した建築物の割合が顕著に高い状況でしたが、新耐震基準で建築された在来軸組構法の木造住宅においても、建築基準法で接合部等の規定が明確化された2000年基準<sup>\*3</sup>で建築されていない建築物の一部に、倒壊等の被害が見られたと報告されています。こうした木造建築物の被害状況については、令和6年1月に発生した能登半島地震でも同様な傾向を示していると報告されています。このため、2000年基準で建築されていない木造建築物についても耐震性能を検証し、必要に応じて耐震性を確保していくことが重要です。

(熊本地震における建築物の被害状況)



平成 28 年熊本地震建築物被害調査報告(速報)より

(能登半島地震における建築物の被害状況)



令和 6 年能登半島地震建築物被害調査等報告(速報)より

※1 新耐震基準とは・・・宮城県沖地震（昭和 53 年M 7.4）等の経験から、昭和 56 年 6 月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼んでいます。新耐震基準では、設計の目標として、中地震（震度 5 強程度）に対してはほとんど損傷なく建物の機能を保持し、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じて、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

※2 旧耐震基準とは・・・昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築基準法の耐震基準を「旧耐震基準」と呼んでいます。

※3 2000 年基準とは・・・建築基準法の改正により 2000（平成 12）年 6 月以降に木造建築物を対象に適用された基準で、壁や筋交いを入れた軸組の配置や接合部の仕様等の構造関係規定について明確化された基準です。

## 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正等

平成 7 年 10 月に公布された建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）は平成 18 年に改正され、都道府県は国の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）に基づいて耐震改修促進計画（耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画）を定めることとされ、また、市町村は基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を踏まえて計画の策定に努めることとされました。

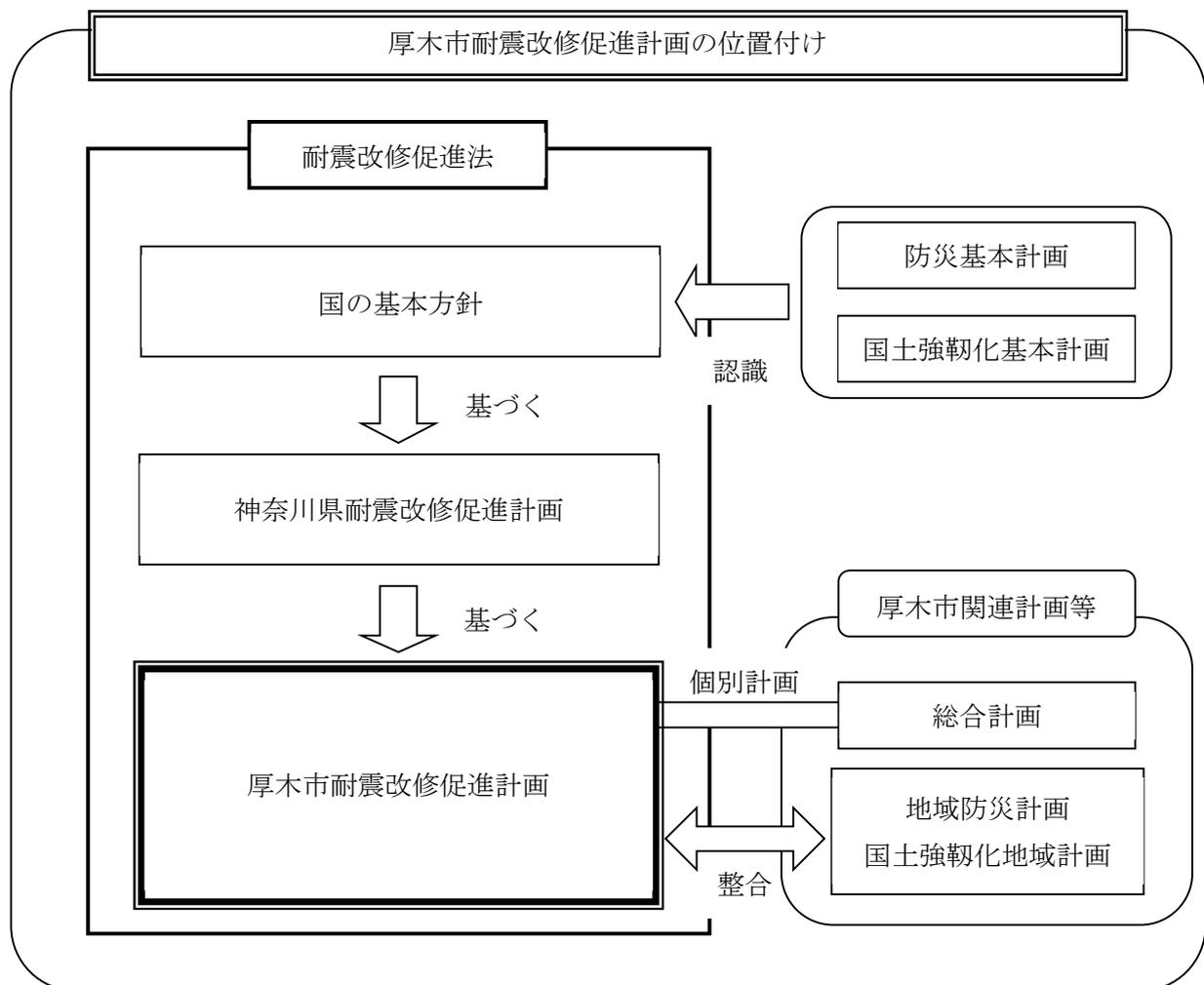
平成 25 年 5 月の法改正では、不特定多数又は避難弱者が利用する大規模建築物（要緊急安全確認大規模建築物）について、平成 27 年 12 月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことを義務付けました。また、広域防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物について、都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修について容積率・建蔽率の特例などの促進策が設けられました。

平成 31 年 1 月の法改正では、避難路沿道に接する一定の高さ・長さを超えるブロック塀等について、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けることで、ブロック塀等の耐震改修を促進する取組みが強化されました。

### 3 計画の位置付け・目的

厚木市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）は、法に基づく計画として、神奈川県耐震改修促進計画（以下「県促進計画」という。）に基づき、本市における他の計画（厚木市地域防災計画等）との整合を図りながら、必要に応じて促進計画の目標及び計画内容の見直しを行ってきました。今回、令和7年度における基本方針、県促進計画の改定を踏まえて促進計画を改定し、建築物の耐震改修の促進に向けて耐震化の目標と施策等を定めるものです。

さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標の一つである「住み続けられるまちづくりを」を踏まえながら、促進計画を推進します。



## 4 計画期間

促進計画の計画期間は、県促進計画を踏まえ、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

また、各種施策により耐震化を進めるとともに、耐震化率の進捗管理及び定期的な施策の検証を実施し、必要に応じて促進計画の目標及び計画内容の見直しを行っていきます。

## 5 市及び市民（所有者、管理者等）の取組

本市では、阪神・淡路大震災を契機に平成8年度から木造住宅の耐震診断事業や小中学校の耐震化等に積極的に取り組んできました。

本市は、耐震性が不十分な建築物を主な対象とし、その所有者、管理者等に対し耐震診断及び耐震改修の必要性について普及及び啓発を図り、必要に応じて耐震診断、耐震改修補助、情報提供その他の措置を講ずるよう努めていきます。

建築物の所有者又は管理者においては、自己の責任において建築物の地震に対する安全性を確保するための努力をする必要があります。

しかしながら、公的な助成が必要とされている場合又は建物倒壊による二次被害の拡大防止（地震発生後の応急及び復旧対策の機能維持）等の公共的な観点から、特に必要性が高く大きな効果が見込まれる場合には、国、県及び本市が協力しながら、本市の施策として優先的にそれらの建築物の耐震化が図られるよう支援を行うものとします。

## 第2章 厚木市において想定される地震の規模及び被害の状況

### 1 想定される地震

神奈川県は、太平洋プレート、フィリピン海プレート及び北米プレートが集中する地域に位置するため、地震が起こりやすい地域です。「神奈川県地震被害想定調査報告書（令和7年3月）」では、都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震を想定しており、参考地震として元禄型関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震、慶長型地震、明応型地震、元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震を想定しています。本市ではそのうち、都心南部直下地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震について、影響が大きいものとして想定しています。

想定される地震の一覧

想定地震名	モーメント マグニチュード	県内で想定される 最大震度	発生確率	
都心南部 直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心に震度 6強	(南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%)	
三浦半島 断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で震度6強	30年以内6~11%	
神奈川県 西部地震	6.7	県西地域で震度6強	(過去400年の間に同クラスの地震が5回発生)	
東海地震	8.0	県西地域で震度6弱	(駿河トラフの地震は30年以内80%程度)	
南海トラフ 巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内80%程度)	
大正型 関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中心に 震度7	30年以内 ほぼ0%~6% (200年から400年の発生間隔)	
参考地震	元禄型 関東地震	8.5	湘南地域・県西地域を中心に 震度7	30年以内 ほぼ0% (2000年から3000年の発生間隔)
	相模トラフ 沿いの最大 クラスの地震	8.7	全県で震度7	30年以内 ほぼ0% (2000年から3000年あるいはそれ以上の発生間隔)
	慶長型地震	8.5	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない
	明応型地震	8.4	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない
	元禄型関東地震と 国府津-松田断層 帯の連動地震	8.3	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない

神奈川県地震被害想定調査報告書（令和7年3月）、厚木市地域防災計画（令和5年3月）より

## 2 被害想定

(1) 県では、平成 19・20 年度に地震被害想定調査を行い、建物被害、人的被害、ライフライン被害等を調査しています。また、同調査については平成 25・26 年度及び令和 5・6 年度に見直しが行われました。

### 【建物被害想定結果（県）】

地震	揺れ・液状化						急傾斜地崩壊※1	
	全壊棟数			半壊棟数			全壊棟数	半壊棟数
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計		
都心南部直下地震	33,770	9,040	42,810	144,560	24,920	169,480	280	640
三浦半島断層群の地震	12,650	2,980	15,630	60,350	12,650	73,000	210	480
神奈川県西部地震	2,820	400	3,220	12,460	1,920	14,380	*	10
東海地震	180	30	210	2,280	2,680	4,960	0	0
南海トラフ巨大地震	250	50	300	4,100	3,690	7,790	0	0
大正型関東地震	279,160	29,240	308,400	320,920	62,800	383,720	860	2,010
元禄型関東地震（参考）	279,170	29,240	308,410	320,920	62,800	383,720	830	1,930
相模トラフ沿いの最大クラスの地震（西側モデル）（参考）	407,390	44,970	452,360	347,700	89,170	436,870	1,060	2,470

神奈川県地震被害想定調査報告書（令和 7 年 3 月）より

※ 各欄の数値は 1 の位を四捨五入している。そのため、合計が合わない場合がある。\*は 1 以上 10 未満を示す。

※1 急傾斜地崩壊：土砂災害警戒区域を対象としている。

(2) 本市においては、県の被害想定調査で想定した地震のうち、本市に影響の大きいものとして次のものを想定しています。

### 【厚木市被害想定結果一覧（抜粋）】

項目		想定地震	都心南部直下地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震
モーメントマグニチュード			7.3	8.0	9.0	8.2
人的被害 ※1	死傷者数（人）		110	0	*	640
	負傷者数		2,840	50	110	7,990
	うち重症者数（人）		110	*	*	510
建物被害 ※2	全壊棟数（棟）		2,370	10	10	13,600
	半壊棟数（棟）		9,180	80	120	14,340
火災被害	出火件数（件）		10	0	0	50
	焼失棟数（棟）		910	0	0	2,390

厚木市地域防災計画（令和 5 年 3 月）より

※ \*：わずか（計算上 0.5 以上 1.0 未満） 0：計算上 0.5 未満は 0 とした。

※ 各欄の数値は 1 の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

※1 おおむね被害が最大となる冬 18 時を想定した結果を示す。

※2 建物被害：「重複を考慮」の値

### 第3章 建築物の耐震化の現状と目標

#### 1 対象建築物

促進計画における耐震化の促進を図る対象となる建築物は、次に掲げるもののうち、耐震性が不十分な建築物とします。

##### (1) 「住宅」

種 類		備 考
戸建て住宅	木 造	兼用・併用住宅を含む。
	非木造	木造以外の構造で造られたもので上記を含む。
共 同 住 宅	木 造	賃貸共同住宅、寄宿舍、下宿及び長屋を含む。
	非木造	木造以外の構造で造られたもので上記を含む。

##### (2) 「特定建築物」

種 類	備 考
多数の者が利用する建築物	学校、病院、社会福祉施設、店舗等、多数の者が利用する一定規模以上（3階以上かつ1,000㎡以上等）の建築物などが対象となります。 このうち、より大規模なものが法で耐震診断が義務付けられた <b>要緊急安全確認大規模建築物</b> です。
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	法令で定める数量以上の火薬類等の危険物を貯蔵し、処理する建築物が対象となります。
通行障害建築物	災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等、地域の防災上の観点から重要な道路にある建築物が対象となります。 このうち、県又は市町村が計画で指定した緊急輸送道路沿道の建築物のうち、一定の高さ以上のものが法で耐震診断が義務付けられた <b>要安全確認計画記載建築物</b> です。

##### (3) 「公共建築物」

本市が所有する建築物をいいます。

なお、国や県等が所有する建築物は、それぞれの耐震改修促進計画等で目標及び方針があるため、促進計画においては対象としません。

## 2 「耐震化率」及び「解消率」

「耐震化率」及び「解消率」とは下記の定義により算定します。

### (1) 「住宅」の耐震化率

$$\text{耐震化率（％）} = \frac{\text{耐震性のある建築物}^{\ast}\text{数}}{\text{建築物総数}}$$

※ 耐震性のある建築物：1981(昭和 56)年の建築基準法改正以降に建てられた建築物及びそれ以前に建てられた建物で同法改正以降の耐震性能を満たしているもの

### (2) 「要緊急安全確認大規模建築物」及び「要安全確認計画記載建築物」の解消率

令和 7 年 7 月に改正された基本方針を踏まえた県促進計画を参考に、以下の解消率を指標として用います。

$$\text{解消率（％）} = \frac{\text{耐震性のある建築物}^{\ast 1}\text{棟数} + \text{除却・建替えられた棟数}}{\text{耐震診断結果が公表された建築物}^{\ast 2}\text{の棟数}}$$

※ 1 耐震性のある建築物：1981(昭和 56)年の建築基準法改正以降に建てられた建築物及びそれ以前に建てられた建物で同法改正以降の耐震性能を満たしているもの

※ 2 耐震診断結果が公表された建築物：地方公共団体に耐震診断結果が報告された建築物のほか、未報告で報告命令が行われている建築物を含む

### 3 建築物の耐震化の目標

平成 17 年の東海、東南海・南海地震に対する地震防災戦略（中央防災会議決定）や平成 18 年に国が策定した基本方針においては、平成 27 年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を 90%にすることを目標としており、平成 25 年に改正された基本方針ではこれに加え、住宅の耐震化率を令和 2 年度までに 95%にすることを目標としていました。令和 3 年 12 月に改正された基本方針では、令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅を、令和 7 年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標としており、令和 7 年 7 月に改正された基本方針では、令和 17 年までに耐震性が不十分な住宅を、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、それぞれおおむね解消することを目標としています。

これを受け、県促進計画は、耐震性が不十分な住宅を令和 12 年度までにおおむね解消、耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物を令和 12 年度までにおおむね解消、耐震性が不十分な要安全確認計画記載建築物を令和 12 年度までに 50%解消する目標を設定しています。

これらを勘案し、本市の今までの耐震化の推移及び支援施策内容を踏まえた上で、次のとおり耐震化の目標を設定します。

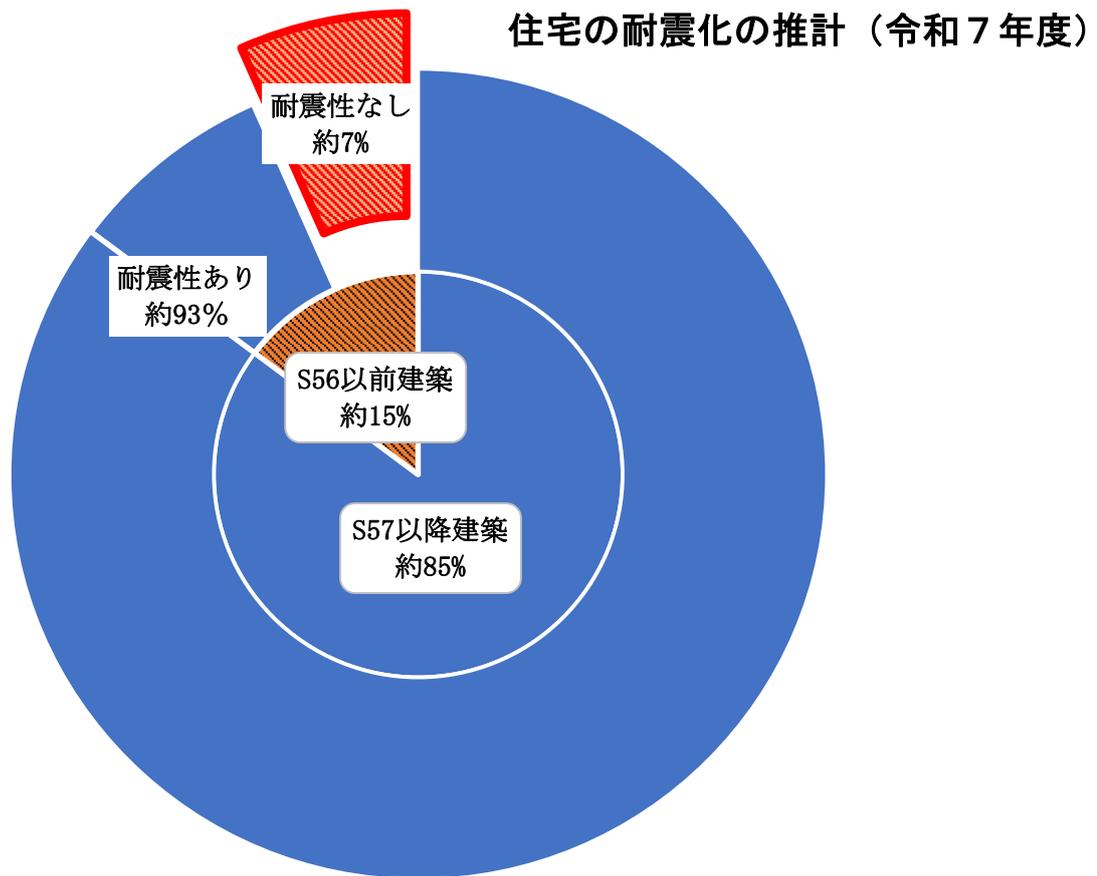
区 分	これまでの推移（耐震化率）		耐 震 化 の 目 標
住宅	令和 3 年度 約 9 2. 7 % (戸数で算出)	令和 7 年度 約 9 3. 4 % (戸数で算出)	令和 12 年度 耐震性が不十分な住宅の おおむね解消

区 分	現状（解消率）	耐 震 化 の 目 標
要緊急安全確認 大規模建築物	令和 7 年度 約 9 6. 6 %	令和 12 年度 耐震性が不十分な要緊急安全確認 大規模建築物の解消
要安全確認 計画記載建築物 (沿道建築物)	令和 7 年度 4 0 %	令和 12 年度 耐震性が不十分な 要安全確認計画記載建築物の解消

#### 4 住宅の耐震化の現状と目標

##### (1) 住宅の耐震化の現状

分類		構造	現在(令和7年1月時点)					耐震化率 $f=(c+e)/a$
			全戸数 $a=b+e$	昭和56年以前 旧耐震建物計 $b=c+d$		昭和57年以降 新耐震建物計 耐震性あり $e$		
				耐震性あり $c$ (推計値)	耐震性なし $d$ (推計値)			
1	戸建て住宅	木造	39,102	10,179	4,397	5,782	28,923	85.2%
		非木造	5,240	822	640	182	4,418	96.5%
	戸建て住宅の計		44,342	11,001	5,037	5,964	33,341	86.5%
2	共同住宅	木造	14,781	374	159	215	14,407	98.5%
		非木造	43,891	3,850	3,202	648	40,041	98.5%
	共同住宅の計		58,672	4,224	3,361	863	54,448	98.5%
住宅合計 (割合)			103,014 (100%)	15,225 (約15%)	8,398 (約8%)	6,827 (約7%)	87,789 (約85%)	93.4%



## (2) 住宅の耐震化の目標

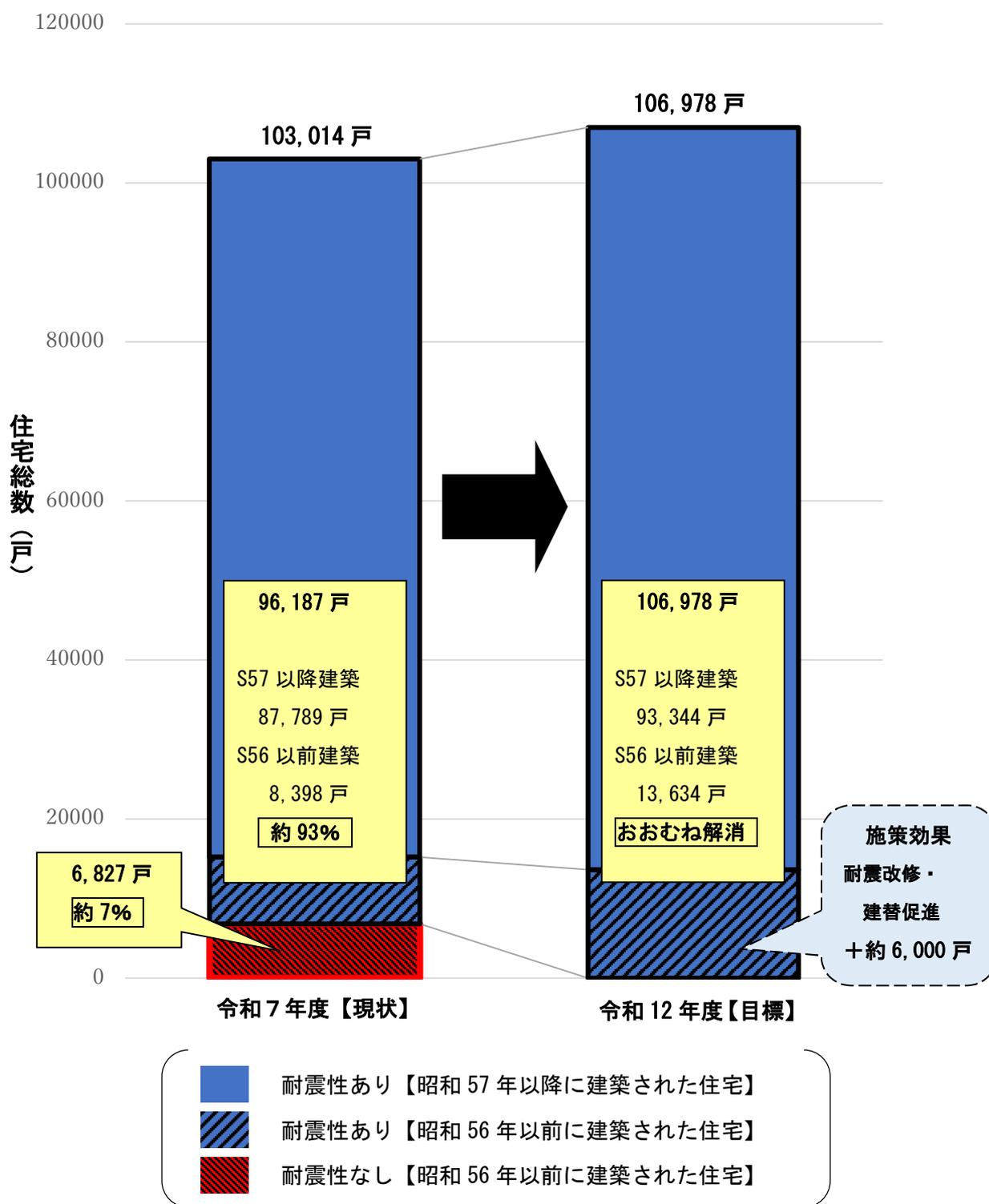
用途区分	現状（耐震化率）	耐震化の目標
住宅	令和7年度 約93.4%	令和12年度 耐震性が不十分な住宅の おおむね解消

平成27年から令和7年までのそれぞれの戸数の増減から推計すると、令和12年度には本市の住宅総数は約106,978戸まで増加し、旧耐震基準の住宅は13,634戸まで減少すると見込まれ、そのうち耐震性が不十分なものは6,016戸と推計されることから、耐震化率は約94.4%まで自然上昇すると考えられます。

よって、耐震性が不十分な住宅を令和12年度までにおおむね解消とするために様々な施策により耐震改修及び建て替えを促進する対象戸数は約6,000戸と想定されます。

		令和12年度(統計による推計値)					耐震化率 $f=(c+e)/a$	
分類	構造	全戸数		昭和56年以前 旧耐震建物計		昭和57年以降 新耐震建物計 耐震性あり e		
		a=b+e	b=c+d	耐震性あり c	耐震性なし d			
		1	戸建て住宅	木造	40,131	8,861		3,828
	非木造		5,452	735	572	163	4,717	97.0%
戸建て住宅の計			45,583	9,596	4,400	5,196	35,987	88.6%
2	共同住宅	木造	15,467	357	151	206	15,110	98.7%
		非木造	45,928	3,680	3,066	614	42,248	98.7%
	共同住宅の計		61,395	4,037	3,217	820	57,358	98.7%
住宅合計		106,978	13,634	7,617	6,016	93,344	94.4%	

## 住宅の耐震化の目標（令和12年度）



## 5 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状と目標

### (1) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

要緊急安全確認大規模建築物の棟数は 29 棟であり、耐震化の現状としては、耐震性のある建築物が 25 棟、解体された建築物が 3 棟、耐震性が不十分な建築物が 1 棟となっています。

令和 7 年度での解消率は、約 96.6%であり、耐震性が不十分な建築物 1 棟に対しては耐震化に関する指導・助言を直接行いながら耐震改修の促進を図ってまいります。

### (2) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の目標

用途区分	現状（解消率）	耐震化の目標
要緊急安全確認大規模建築物	令和 7 年度 約 96.6%	令和 12 年度 耐震性が不十分な要緊急安全確認 大規模建築物の解消

### 【要緊急安全確認大規模建築物】の規模要件

※耐震診断が義務付けられることとなった「病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物」、「学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物」等のうち大規模なもの

用途	対象建築物の規模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャパレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）

## 6 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物の令和7年の棟数は721棟であり、約25%に当たる185棟が昭和56年以前に建築されたものです。耐震化の現状としては、耐震性のあるものが669棟と推計されます。

令和7年度での耐震化率は、約92.8%と推計しています。

耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するためには、現状で耐震性が不十分と推定される52棟の耐震化を促進する必要があると考えられます。

昭和56年以前に建築された耐震性が不十分な建築物に対しては耐震化に関する指導・助言を直接行いながら耐震改修の促進を図ってまいります。

### 多数の者が利用する建築物の規模要件

用 途		特定建築物の規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校及びろう学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上
ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
病院及び診療所		
劇場、観覧場、映画館及び演芸場		
集会場及び公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル及び旅館		
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園及び保育所		階数2以上かつ500㎡以上
博物館、美術館及び図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するものを除く。)		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
郵便局、保健所、税務署、その他これに類するもの		

※賃貸共同住宅については、前節の「住宅」に含めているため除かれています。

## 7 公共建築物(市有)の耐震化

### 公共建築物(市有)の耐震化の現状

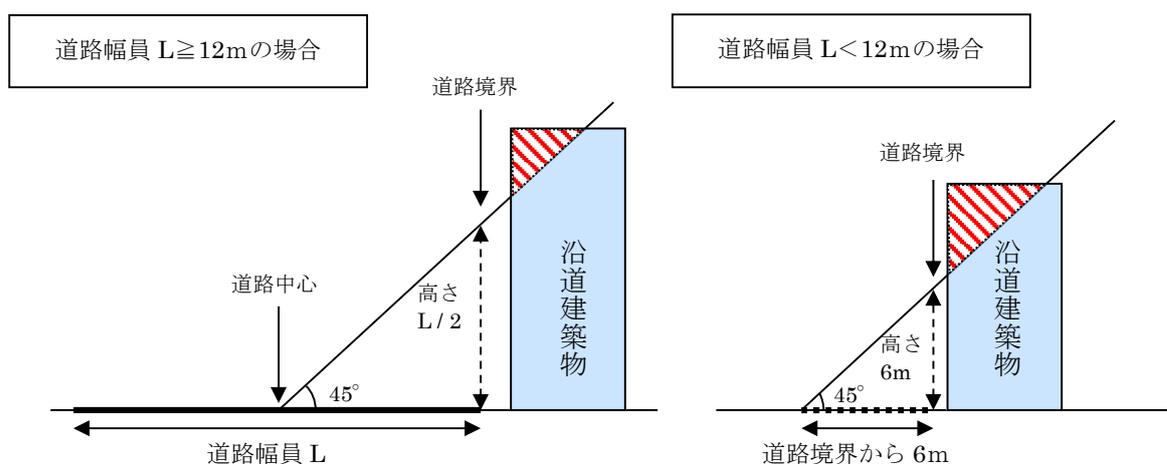
公共建築物のうち災害時の拠点となるものや不特定多数が利用するもの等で、旧耐震基準の建築物については、耐震診断を行って耐震性を確認しており、耐震診断結果において補強が必要となったものについては、耐震補強を行っており、耐震化は完了しています。

## 8 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

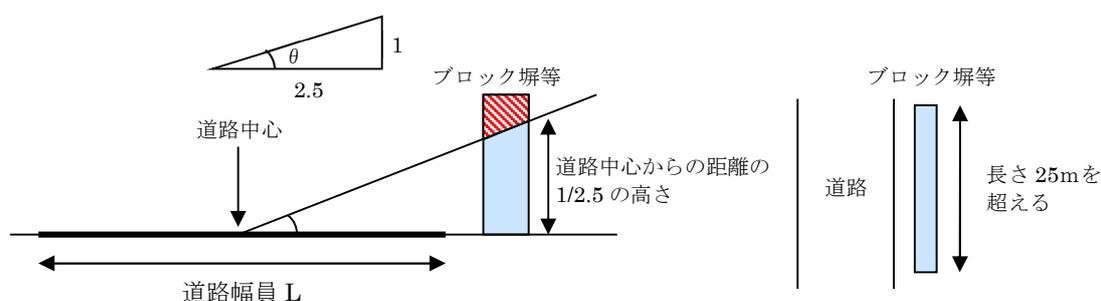
地震時に道路を閉塞する可能性のある建築物及びブロック塀等のうち、旧耐震基準のものについては、耐震性に関する指導・助言・指示を行うことや耐震診断を義務化する道路について定めることができます。

道路を閉塞する可能性がある建築物及びブロック塀等とは、下図のように倒壊時に道路の半分以上を閉塞してしまうものをいいます。

### 地震時に通行を確保すべき道路の建築物



### 地震時に通行を確保すべき道路の建築物に附属するブロック塀等



#### (1) 県促進計画で位置付けられる緊急輸送道路

県促進計画では、県の地域防災計画で指定されている大規模地震災害時における緊急輸送道路のうち、県域を越えた広域ネットワークを形成する路線の政令市以外の区域を法第5条第3項第2号に基づく耐震診断を義務化する道路として位置付けています。

これにより、建築物の所有者は耐震診断を実施し、所管行政庁にその結果を報告することが義務付けられ、その結果に応じて耐震改修を行うよう努めることとされています。必要な耐震改修が行われていないと認められる場合には指示の対象となっています。

また、上記以外の緊急輸送道路の第1次路線、第2次路線の全路線を法第5条第3項第3号に

基づく道路として位置付けていることから、建築物の所有者は耐震診断を行い結果に応じて耐震改修を行うよう努めることが求められています。

なお、必要な耐震化が行われていないと認められる場合には、指導・助言・指示の対象となっています。

## (2) 本計画で位置付ける緊急輸送道路等

### ア 耐震診断を義務付ける緊急輸送道路

法では、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等、地域の防災上の観点から重要な道路の沿道建築物について、耐震化の促進を図るべきとされています。

本市においては、他縣市からの物資を輸送するための広域ネットワークを有する道路で、市内における重要な防災・物流拠点や災害対策本部を結ぶ道路である第1次緊急輸送道路<sup>※</sup>の特に重要な区間である次の道路を、法第6条第3項第1号に基づく耐震診断を義務化する道路として指定します。

これにより、建築物の所有者は耐震診断を実施し、結果を報告することが義務付けられます。また、その結果に応じて耐震改修を行うよう努めることとなります。

なお、必要な耐震改修が行われていないと認められる場合には、指導・助言・指示の対象となります。

#### 【厚木市耐震診断義務付け路線】

路線名	指定区間
国道 129 号（一部国道 246 号重複区間を含む）	本市区間全線

#### ※ 緊急輸送道路

地震等の大規模災害発生直後から、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線です。指定された路線については、自然災害への安全度を高めるため、道路施設の防災対策を優先して進めます。

### イ 要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）の耐震化の目標

用途区分	現状（解消率）	耐震化の目標
要安全確認 計画記載建築物 （沿道建築物）	令和7年度 40%	令和12年度 耐震性が不十分な 要安全確認計画記載建築物の解消
	対象建築物：5棟 耐震診断の結果耐震性あり：2棟 耐震診断の結果耐震性なし：2棟 耐震診断未実施：1棟	

## ウ その他の緊急輸送道路等

本市においては県の地域防災計画で指定されている緊急輸送道路のうち、上記緊急輸送道路以外を法第6条第3項第2号における道路として位置付けます。

これにより、県の緊急輸送道路同様、当該路線の沿道建築物については、必要な耐震化が行われていないと認められる場合には指導・助言・指示の対象となります。

その他、防災拠点等に至る路線については、指導・助言・指示の対象とはしないものの、地震時に緊急輸送道路として有効に機能するよう、沿道の耐震化の普及啓発に努めてまいります。

厚木市内における地震時に通行を確保すべき道路等一覧

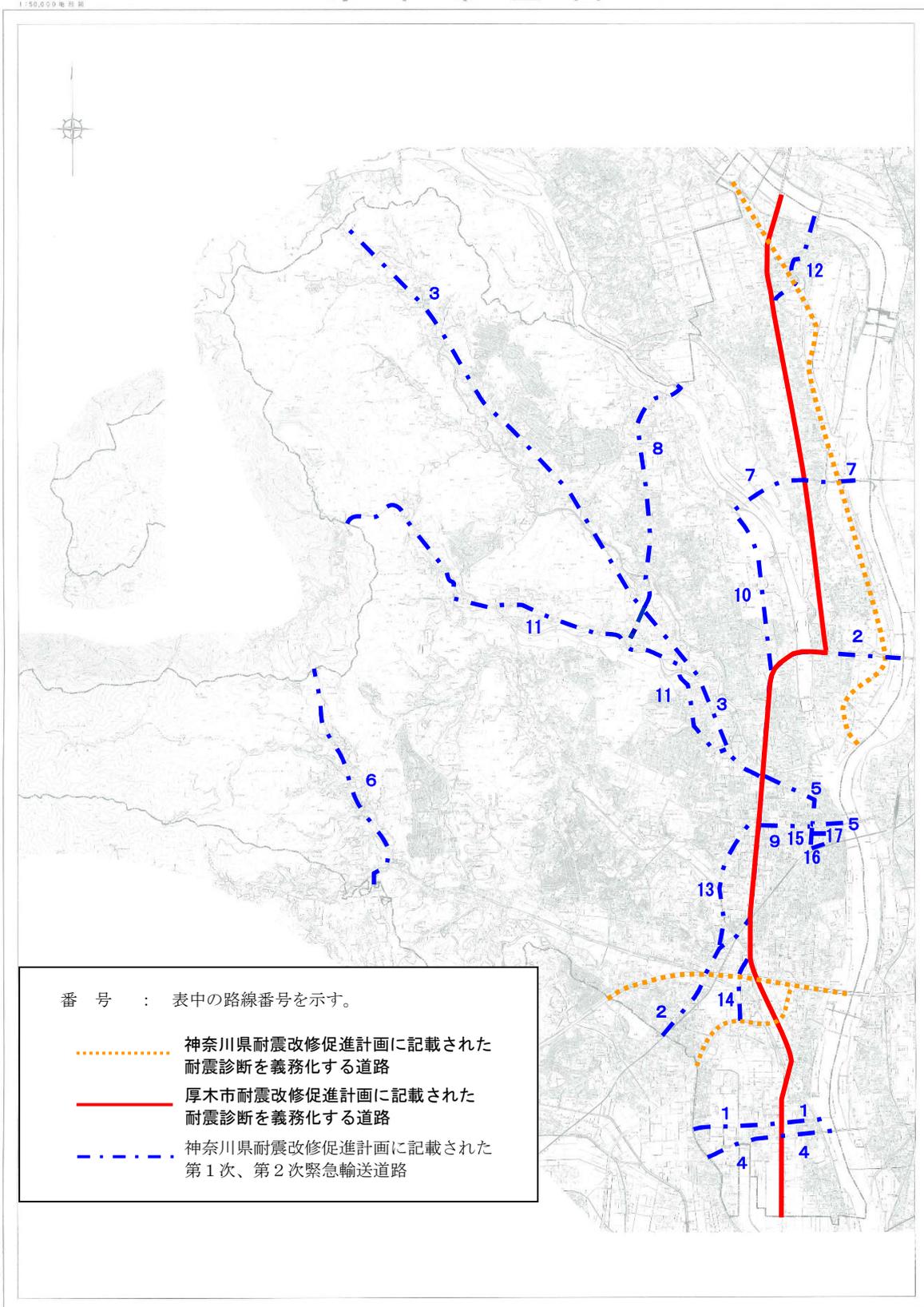
路線番号	路線分類	路線名	指定区間
県指定	(1) 神奈川県耐震改修促進計画記載 第1次・第2次 緊急輸送道路	東名高速自動車道①	本市区間全線(県指定 耐震診断義務化道路)
県指定		圏央道①	本市区間全線(県指定 耐震診断義務化道路)
県指定		国道271号(小田原厚木道路)①	本市区間全線(県指定 耐震診断義務化道路)
市指定		国道129号①	本市区間全線(市指定 耐震診断義務化道路)
1		新東名高速自動車道①	本市区間全線
2		国道246号①	本市区間全線
3		国道412号①	本市区間全線
4		県道22号(横浜伊勢原)①	本市区間全線
5		県道43号(藤沢厚木)① 県道60号①	本市区間全線 県道43号交点～国道246号交点
6		県道64号(伊勢原津久井)①	本市区間全線
7		県道42号(藤沢座間厚木)①	本市区間全線
8		県道63号(相模原大磯)②	県道60号交点～愛川町境
9		県道603号(上粕屋厚木)①	県道43号交点(中町)～ 国道246号交点(水引)
10		市道1-24号線①	国道246号交点～県道42号交点
11		県道60号(厚木清川)②	本市区間全線(上記路線No.5を除く)
12		県道508号(厚木城山)②	国道129号交点～相模原市境
13		県道603号(上粕屋厚木)②	国道246号交点(水引)～ 国道246号交点(船子)
14	県道63号(相模原大磯)①	国道129号交点～伊勢原市境	
15	県道602号(本厚木停車場)②	県道43号交点(中町)～ 市道2-02号線交点	
16	都市計画道路3・6・1中町北停車場線②	県道602号交点～ 県道601号(酒井金田)交点	
17	市道A-358号線②	全線	

※路線名①…第1次緊急輸送道路

路線名②…第2次緊急輸送道路

# 緊急輸送道路等 路線図

## 厚木市 全図



## 9 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、令和7年時点で総棟数が106棟であり、そのうち21棟が旧耐震基準の建築物です。

これらの建築物は、主に工場内の屋内貯蔵所やガソリンスタンドであり、そのほとんどが消防法に規定する可燃性の液体類を貯蔵している施設であるため、消防部局と連携を図りながら所有者への指導・助言を行うことで耐震改修の促進を図っていきます。

### 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

(政令※で定める数量以上の危険物を貯蔵し、処理する建築物)

危険物の種類	昭和56年以前 件数	昭和57年以降 件数	合計
1. 火薬類（政令※で規定）イ～チ	1	3	4
2. 消防法第2条第7項に規定する危険物	18	75	93
3. 危険物の規制に関する政令に規定する可燃性液体類	2	7	9
合計	21	85	106

※建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

### 対象危険物の一覧

危険物の種類	危険物の数量
1. 火薬類 イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 5 万個 500 km 2 t 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
2. 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
3. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30 t
4. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20m <sup>3</sup>
5. マッチ	300 マッチトン※
6. 可燃性のガス（7及び8を除く。）	2 万m <sup>3</sup>
7. 圧縮ガス	20 万m <sup>3</sup>
8. 液化ガス	2,000 t
9. 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20 t
10. 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	200 t

※ 1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17 mm)で7,200個、約120 kg。

## 第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

### 1 耐震化の促進に関する基本的な考え方

#### (1) 建築物の所有者、管理者等による耐震化の推進

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者、管理者等が、自らの生命及び財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有し、又は管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来すことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

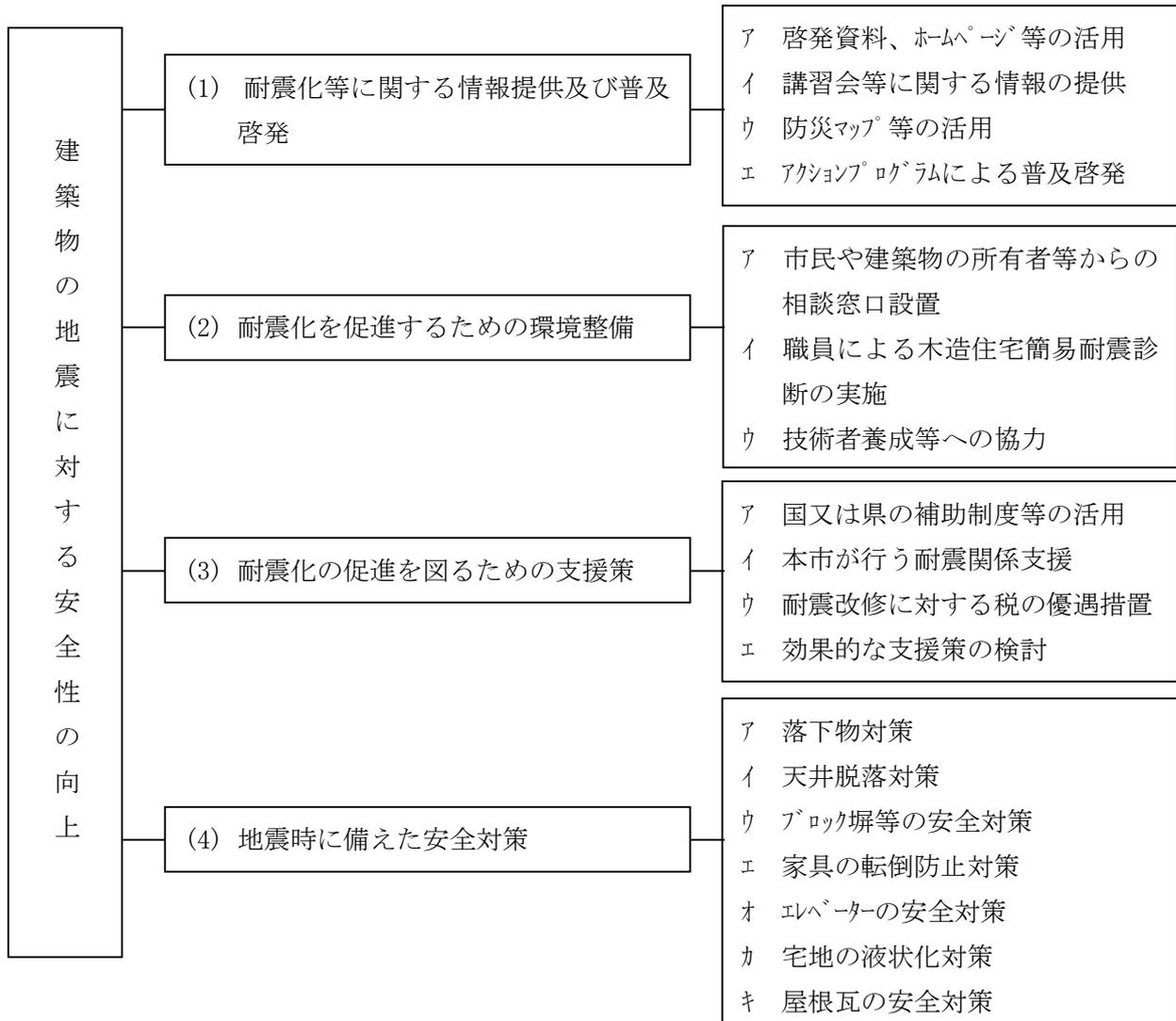
#### (2) 市による建築物の所有者等への支援

本市では建築物の耐震化に関する責任が所有者及び管理者にあることを自覚してもらえよう市民への耐震に関する意識啓発をより一層進めます。

また、建築物の所有者及び管理者が、建築物の耐震化を行いやすいように、適切な情報提供を始めとして、耐震診断及び耐震改修に係る負担軽減のための支援策等を推進します。

### 2 耐震化を促進するための施策

耐震化を促進するため、様々な施策を総合的かつ効果的に展開します。



## (1) 耐震化等に関する情報提供及び普及啓発

本市は建築物の耐震化を促進するため所有者、管理者等に対して、意識啓発、窓口相談、耐震診断等の事業実施の各段階で必要となる施策を講じることによって耐震化の総合的な支援を行います。

### ア 啓発資料、ホームページ等を活用した意識啓発

耐震化に関するパンフレット等を本市の窓口で配布するとともに、各種イベントでも配布し、耐震化の重要性についての意識啓発に努めます。

また、パンフレット等の内容を本市のホームページに掲載するとともに、併せて建築物の耐震化に係る各種情報へのリンク設定を充実する等ホームページを活用した啓発を行います。

その他、広報あつぎ、デジタルサイネージ、回覧による周知や防災週間及び定期報告制度を活用した啓発、耐震に関する各種相談や地域巡回等を通じて把握した実状に対し、効果的な啓発活動を行います。

### イ セミナー及び講習会の開催の情報提供

国、県及び関係団体が行う技術者の育成、セミナー及び講習会の開催等耐震化を促進するための環境整備に関する情報の提供に努めます。

### ウ 防災マップ等の活用

建築物の所有者が災害に対する意識を深められるように、県内における過去の被害区域や急傾斜地崩壊危険区域等の法指定危険区域、災害予測箇所が表示された「神奈川県アボイドマップ」や市内における災害時に避難する広域避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所、市立公民館や消防署の場所が表示された各種ハザードマップ等の活用を図ります。また、要安全確認計画記載建築物である沿道建築物の耐震化の状況が掲載されている国のウェブサイト「重ねるハザードマップ」の周知を行います。

※ 神奈川県アボイドマップは県政情報センター行政資料コーナーや地域県政総合センター県政情報コーナーで、各種ハザードマップは市政情報コーナーや本市のホームページで確認することができます。

### エ 厚木市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる普及啓発

直接的な意識啓発のため、補助対象となる木造住宅の所有者宛にダイレクトメールを送付します。

## (2) 耐震化を促進するための環境整備

建築物の所有者、管理者等が耐震化に取り組みやすいよう、相談に対応するとともに、耐震化の促進を図るための啓発活動や耐震診断を行う技術者の養成の環境整備を進めていきます。

### ア 市民相談体制

本市の建築指導課に相談窓口を設置して、市内にある建築物の耐震性に関する相談等に対応します。これらの窓口では木造住宅の耐震性に関する自己点検の方法、補強方法の概要、分

譲マンション（区分所有型）の耐震相談や建築物の耐震化に関する効果的な啓発活動を行います。

その他、密集住宅地等においては再開発手法等を参考にした戸建住宅から共同住宅への集約化についてアドバイスをを行い、地震以外の防災にも安心な建築物への建て替え相談も行います。

#### イ 職員による無料簡易耐震診断の実施

市内の各公民館や市役所等において、本市の職員が市民の方々の木造住宅の簡易診断を図面により実施し、耐震改修等の方法や進め方及び耐震相談に対応します。

その他、市役所等へお越しいただくことが困難な方に向けて、戸別訪問により耐震診断等を実施する等、個別の事情に対応して耐震化の促進を図ります。

#### ウ 耐震診断及び耐震改修を行う技術者の養成等への協力

本市の木造住宅耐震診断改修技術者に登録するには、建築士であることに加えて一般財団法人日本建築防災協会が行う国土交通大臣登録「木造耐震診断資格者講習」の受講修了を条件としているため、更なる技術者の拡充を図るため周知活動を行います。

また、技術者の技術力向上を図るため、県内行政庁が合同で行う耐震診断技術者養成のセミナー等の周知活動を行います。

### (3) 耐震化の促進を図るための支援策

#### ア 国又は県の補助制度等の活用

国の「社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）」、「住宅・建築物防災力緊急促進事業」等を活用し、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

同様に、「神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金」等を併せて活用し、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

#### イ 市が行う耐震関係支援

##### (7) 木造住宅の耐震化を促進させるための取り組み

###### a 木造住宅耐震診断の実施

耐震化への第一歩である耐震診断について、平成 12 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手された木造住宅について、本市に登録された技術者による耐震診断についての補助を行います。

###### b 簡易耐震診断手法の普及

木造住宅については、市民自らが簡易診断を行えるよう、現行の簡易診断を分かりやすく解説する仕組みの構築に向けて一般財団法人日本建築防災協会及び県のリーフレットの配布、かつ、ホームページへの掲載に取り組みます。

###### c 木造住宅耐震改修促進事業の推進

木造住宅の耐震化を推進するため、木造住宅耐震診断を行った後に一定基準を満たす耐震補強をする工事等についての補助を引き続き行います。

###### d 耐震性のない木造住宅を除却するための補助制度

耐震診断を行った結果、一定の基準を満たさなかった木造住宅に対する除却工事についての補助を引き続き行います。

**e 木造住宅の耐震化を促進するための新たな支援制度**

木造住宅について更なる耐震化の促進を図るため建替え、一部屋耐震化に対する補助制度や高齢者等に対する補助制度の拡充、また、避難弱者等に対する比較的安価で簡易な耐震補強方法に対する支援制度やリ・バース 60 による融資制度等についても検討を行い、耐震化に取り組みます。

**f 省エネ改修やバリアフリー改修と合わせた耐震改修の促進**

耐震改修工事は、省エネ改修工事やバリアフリー改修工事と同時に実施することで、工事費用や工事期間等の面で効率的、合理的、経済的に進めることができることについて、情報提供を行います。また、省エネ改修工事等による補助制度について検討します。

**(4) 非木造住宅の耐震化（分譲マンションの耐震化）**

**a マンション耐震アドバイザー派遣**

マンションは建物が倒壊した場合にはその周辺に与える影響も含めて危害が大きく、特に旧耐震基準で建てられたピロティ形式の建築物の耐震性に問題があるとされています。

特に分譲マンションについては、一旦被災した場合その再建には区分所有者等による合意形成が障害となり、通常の建築物以上に困難を伴うことも多く、地震発生後の問題を拡大させることとなります。

このことから耐震化への検討を始めるきっかけとして旧耐震基準であるマンションの管理組合への建築士によるアドバイザー派遣を行います。

**b マンション耐震予備診断補助制度**

旧耐震基準であるマンションの管理組合が耐震診断の必要性を考えている場合に、本診断の必要性の有無を判断するための予備診断に対する費用の補助を行います。

**c 分譲マンション耐震化の支援事業の拡充や制度の検討**

分譲マンションの管理組合における意見集約状況に合わせて、耐震診断への支援事業やその他効果的な支援制度の創設を検討し、耐震化の促進を図ります。

**d 区分所有建築物の決議要件の緩和（法第 25 条）**

法において、耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議については 3/4 とあるものが 1/2 へと緩和されることとなったことから、この制度を活用し耐震化の促進を図ります。またこの決議は、区分所有法の改正（令和 8 年 4 月施行）により、これまでの全区分所有者による決議から、集会に出席した区分所有者による決議が可能と緩和されました。

**(5) 自治会館の耐震化の推進**

自治会活動の拠点である自治会館は、災害時に活用される可能性があることから、引き続き、耐震改修が必要な自治会館に対し地域集会施設建設費等補助金による支援を行うこ

とで、耐震化の促進に努めます。

#### (イ) 多数の者が利用する建築物等の耐震化

不特定多数又は避難弱者が利用する大規模な建築物は地震で倒壊すると甚大な被害が発生するおそれがあることから、法において建築物の所有者に対し、平成 27 年 12 月までに耐震診断を実施して報告するよう義務付けがされ、その結果報告がなされました。

今後は、耐震診断によって耐震改修が必要とされた建築物については、本市は国や県と連携をしながら早急に耐震改修や建替えができるよう、必要な環境整備をするよう努めます。

また、耐震診断の義務付けがされた建築物以外の多数の者が利用する建築物について、耐震改修の実情把握のため実施したアンケート調査結果を踏まえ、所有者、管理者等に対して耐震化の意識向上のための効果的な啓発活動を行います。

さらに、法においては以下の耐震化を促進するための手法が用意されていることから、この制度を活用して耐震化の促進を図ります。

##### a 耐震改修工事に係る容積率、建蔽率等の緩和（法第 17 条）

耐震改修を行う際、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐火規定の緩和や容積率、建蔽率の特例措置の適用が受けられます。

##### b 建築物の地震に対する安全性の表示制度（法第 22 条）

建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができ、認定を受けた建築物の所有者はその建築物や広告等に認定を受けたことを表示することにより、地震に対する安全性を宣伝することができます。

##### c 診療所に対する耐震化の補助制度の検討

市内診療所について、災害時においても診療が継続できるよう耐震化の促進を図るため、耐震化の支援事業やその他効果的な補助制度の創設を検討します。

#### (オ) 避難路沿道建築物の耐震化

耐震診断を義務付ける緊急輸送道路の沿道建築物に対しては、耐震診断・耐震改修の補助による支援を行います。また、更なる効果的な補助制度の拡充の検討、耐震診断を義務付ける緊急輸送道路以外の緊急輸送の骨格をなす第 1 次路線及び第 2 次路線について、県と連携しながら、対象となる建築物等の耐震化支援策を検討し、耐震化の促進を図ります。

#### ウ 耐震改修に対する税の優遇措置

民間の建築物の所有者又は管理者が耐震診断及び耐震改修を実施する際の費用に関する税の優遇措置等についての周知を図り、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

(7) 住宅の耐震改修を行った者に対する所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置について、市民への周知を図ります。

(4) 一定基準を満たしている耐震改修に対する補助制度の利用者に対し、所得税額の特別控除の申請に要する証明書を発行し、また、固定資産税額の減額措置を行うことで制度の普及を促進します。

## エ 効果的な支援策の検討

上記の他、耐震化について情報提供や啓発活動を積極的に行っていますが、同時に、耐震相談や地域巡回等を通じて得た情報を台帳に記録して耐震化の進行管理に努めます。

### (4) 地震時に備えた安全対策

平成 30 年 6 月の大阪府北部地震におけるブロック塀等の倒壊被害、令和 3 年 2 月の福島県沖地震における屋根瓦の脱落被害を受け、建築物の耐震化を促進するほかに、地震時における安全性の向上を図るために、庁内の関連する部署と連携し、次の取組を進めます。

#### ア 落下物対策

大規模な地震の際には建築物の倒壊だけではなく、窓ガラスや外壁、袖看板等の建築物の外装材の損壊・落下による被害も想定されます。

こうした被害は、昭和 53 年の宮城県沖地震で注目され、その後の度重なる大地震や平成 23 年の東北地方太平洋沖地震でも多数の被害が確認されました。

このため、地震発生時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の所有者、管理者等に対して適正な維持管理の啓発及び指導を図ります。

特に、建築物の敷地に余裕がない、人通りの多い繁華街や通学路沿いの建築物について落下防止対策の実施状況を把握するとともに、未対策建築物について、その所有者、管理者等への改善指導等を進めます。

#### イ 天井脱落対策

平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場等の大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生し、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められたことから、既存建築物についても定期報告制度等を通じて状況の把握を行い、建築物の所有者、管理者等に、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう指導します。

#### ウ ブロック塀等の安全対策

平成 30 年の大阪府北部地震では、コンクリートブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。今後起こり得る大規模な地震に備え、ブロック塀等の倒壊を防ぎ、安全性を確保するため、ブロック塀等の正しい施工方法の普及啓発及び本市内における通学路等の避難路のブロック塀等の安全対策を進めます。

##### (7) 厚木市危険ブロック塀等防災工事補助金交付制度

個人所有の危険なブロック塀等に対し、ブロック塀等の撤去や安全な工作物等への改善工事について補助を行います。

#### エ 家具の転倒防止対策

近年の大地震では、地震による建物被害がない場合でも、家具の転倒や散乱によって怪我をしたり、避難が遅れたりする等の人的被害が多く見受けられました。

耐震セミナーや講習会等の際に、パンフレットにより、家具の転倒防止対策について市民に周知するとともに、家具の固定方法等の普及を図ります。

特にひとり暮らしの老人の方々等に対しては、家具転倒防止対策のための事業を、更に推進します。

#### (7) 家具転倒防止対策事業

ひとり暮らし老人登録者、ねたきり・認知症老人登録者を含む高齢者世帯及び重度の身体障がい者のみの世帯及び重度の身体障がい者と高齢者で構成されている世帯に対し、家具転倒防止器具の取付けを行います。

### オ エレベーターの安全対策

平成 17 年 7 月の千葉県北西部の地震では、首都圏の多くのビルでエレベーターの緊急停止が起り、人が閉じ込められる事故が発生しました。

このため、現行の「昇降機耐震設計・施工指針（(財)日本建築設備・昇降機センター、(社)日本エレベータ協会発行）」に定める地震対策がなされていない既存エレベーターについて、建築基準法の定期検査の機会を捉え、地震時のリスク等を建築物の所有者、管理者等に周知し、安全性の確保の促進を図ります。

### カ 宅地の液状化対策の普及啓発

近年、大地震における宅地の液状化の被害についての対策が必要とされていることから、平成 25 年度に改定された「建築物の液状化対策マニュアル」（神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課）を用いて、液状化が起りやすい土地の判定方法、建築物の液状化対策工法、「厚木市地区別防災カルテ」の液状化危険度分布図等について情報提供し、普及啓発を行います。

### キ 屋根瓦の安全対策

令和 4 年 1 月に建築物の瓦屋根に係る基準について、瓦屋根標準設計・施工ガイドラインを踏まえて建築基準法による告示が改正され、地震時の脱落防止対策を講ずることが必要となりました。また、令和 6 年能登半島地震では、ガイドラインに基づいて施工された屋根は被害を受けていないことが明らかになりました。

具体的な緊結方法などを所有者、施工者等へ周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

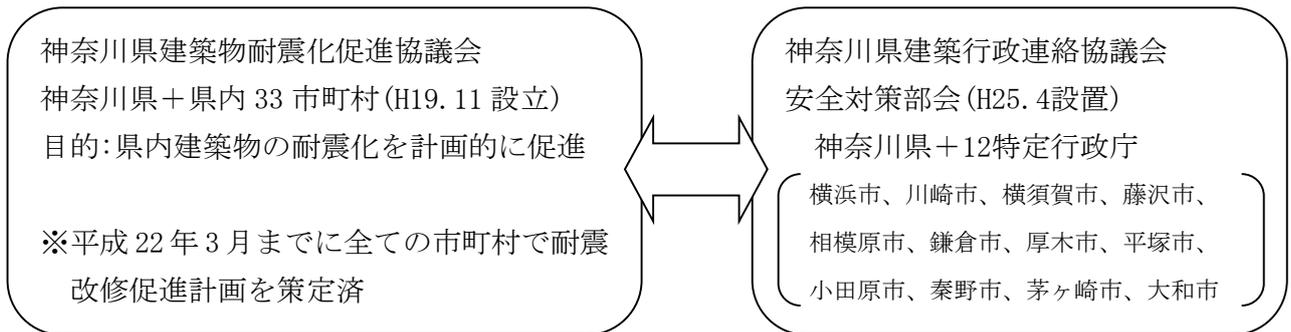
### 3 推進体制

#### (1) 県と市町村との連携

平成19年11月に、県と33市町村では、県内の建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、「神奈川県建築物耐震化促進協議会」を設置しました。

この協議会での活動を通じて、平成22年3月末までに、全ての市町村において耐震改修促進計画が策定され、建築物の耐震化に向けて連携して取り組んでいます。

また、県内の特定行政庁（県及び12市）が建築基準法の取扱い等について連絡調整を行う場である「神奈川県建築行政連絡協議会」の中に安全対策部会を設置し、法に基づく指導・助言・指示等について連絡調整を行いながら、建築物の耐震化に向けて取り組みます。



#### (2) 関係部局との連携

建築物及び擁壁の耐震対策にあたっては、防災部局を始めとする関係部局と連携し、取り組みます。また、建築物等の所有者の高齢化等も踏まえ、福祉部局との連携や、大規模災害時に緊急輸送を速やかに行えるよう道路部局が進める緊急輸送道路の取組と連携も進めていきます。

## 第5章 耐震改修等を促進するための指導や命令等

### 1 耐震改修促進法による指導及び助言の実施

法では、耐震関係の基準に適合していない全ての建築物（住宅も含まれます。）について耐震化の努力義務が課されました。

これに伴い、本市は、建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施のために必要性があると認められる場合は、建築物の所有者に直接訪問等による必要な指導、助言を行います。

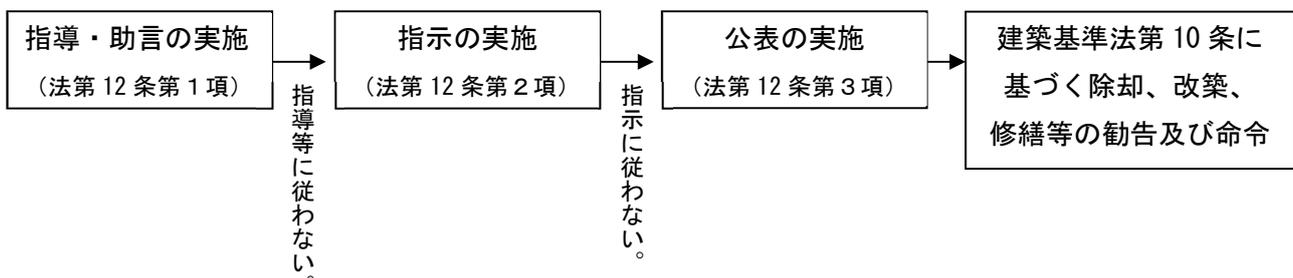
### 2 耐震診断の実施が義務付けられた建築物への対応

法で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び本市が促進計画に記載した要安全確認計画記載建築物については、建築物の所有者、管理者等に対して個別で通知を行う等、制度の十分な周知に努め、耐震診断及び耐震改修の確実な実施を促します。

その後、期限までに耐震診断が実施されない場合には、個別の通知等により耐震診断の実施を促し、それでも実施しない所有者については、相当の期限を定めて耐震診断の実施を命じるとともにその旨を公表します。

また、耐震診断の結果、耐震改修等が必要となる場合は、必要に応じて指導、助言を行い、指導に従わない場合は必要な指示を行うこととします。

所有者がこれに従わない場合には、その旨を公表し、なお、耐震改修等を行わない場合にあっては、建築基準法に基づいた勧告や命令を行います。



### 3 耐震診断の実施が義務付けられた建築物の耐震診断結果の公表

建築物の所有者から報告を受けた耐震診断の結果については、国土交通省令に基づき、ホームページで公表します。

### 4 施策のフォローアップについて

促進計画の耐震化の目標達成については、耐震化率及び解消率を毎年度検討することにより計画の進捗を把握しながら、必要に応じて計画の見直しや事業の改廃、制度拡充等を研究し、耐震化の促進に努めてまいります。

厚木市耐震改修促進計画

平成21年（2009年）3月

平成27年（2015年）3月（改定）

平成28年（2016年）3月（改定）

令和 3年（2021年）3月（改定）

令和 4年（2022年）3月（改定）

令和 4年（2022年）9月（改定）

令和 8年（2026年）〇月（改定）

発 行 厚木市

編 集 厚木市 都市みらい部 建築指導課

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

電 話 046 (225) 2434 (直通)

F A X 046 (223) 0166

U R L <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

E-mail 5700@city.atsugi.kanagawa.jp

# 厚木市耐震改修促進計画（改定案）に対する パブリックコメント手続実施要領

## 1 目的

大規模地震による被害を減少させるため、平成7年に制定された耐震改修促進法、国の基本的な方針に基づき策定された神奈川県耐震改修促進計画に基づき、厚木市耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震化の促進を図ってまいりました。

今般、令和7年7月の国の基本的な方針の改正に伴う令和8年3月の神奈川県耐震改修促進計画の改定に基づき本計画を改定するものです。

つきましては、厚木市耐震改修促進計画（改定案）について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

## 2 パブリックコメント手続の対象

厚木市耐震改修促進計画（改定案）

## 3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（3月15日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（4月1日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

## 4 改定案の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で4月1日（水）から5月1日（金）まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 市役所第二庁舎13階 建築指導課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

## 5 意見等提出期間

令和8年4月1日（水）から5月1日（金）まで

※ 郵送の場合は、5月1日の消印有効とします。

## 6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

## 7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

- (2) 市公式LINEにより提出する。



《市公式LINE》

- (3) 意見提出用紙を持参する。

ア 市役所第二庁舎13階 建築指導課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱  
に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

- (ア) 市役所本庁舎1階
- (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (ロ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (エ) 保健福祉センター
- (オ) 中央図書館
- (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

- (4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市都市みらい部建築指導課建築指導係宛て

- (5) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-223-0166

- (6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 5700@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「厚木市耐震改修促進計画の改定パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、厚木市耐震改修促進計画の改定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、「4 改定案の配布及び閲覧」に掲げた場所等で公表します。

- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

- (3) 提出された意見等の中で、「6. 意見等提出資格」、「7. 意見等提出方法」等に不備等があった意見については、パブリックコメント手続の対象外といたしますが、原則意見の公表を行います。